

第2版の発刊によせて

本書の初版の刊行後、個人情報保護法は2021年5月に大きな改正がされ、2022年4月からその一部が、2023年4月からは残りの部分が施行されることとなりました。

この第2版では、2021年改正を反映させて条数の表記を変更し、条文の内容が変わった点はそれを反映させたほか、この間のほかの法令や社会状況の変化をも踏まえたものとなりました。

本書は、私たちの日常生活の中で発生する個人情報保護に関する問題に適切に対処することを目的に取りまとめたものです。第2版は、初版の特色を維持しつつ、最新の内容にリニューアルしたものとなりました。

日本弁護士連合会は、2022年9月に第64回人権擁護大会を開催し、「デジタル社会において人間の自律性と民主主義を守るため、自己情報コントロール権を確保したデジタル社会の制度設計を求める決議」を採択しました。

今日、個人情報保護をめぐる問題はますます広範囲にわたり、かつ、深刻になりつつあります。こうした事態に対処するうえで、本書第2版がさまざまな立場の皆様のお役に立つことを願っています。

2023年4月

日本弁護士連合会会長 小林 元治

発刊によせて

発刊によせて

日本弁護士連合会は、1990年に開催した第33回人権擁護大会において、「真の情報公開制度と個人情報保護制度は、民主主義の存立と基本的人権の尊重のために欠くことのできない車の両輪であり、その実現は、国民自身が主権者としてそれらの情報を実質的に支配するための制度的保障である」と宣言しました。この宣言から30年を経ましたが、この間、インターネットやビッグデータの発展、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などとの関係で個人情報保護をめぐる新たな問題も生じています。また、あらゆる個人情報の国家による一元管理をもたらすおそれのある個人番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会は、こうした社会や法制度の変化の中で、改めて個人情報保護制度の意義を確認し、私たちの日々の生活の中で直面するさまざまな個人情報保護の問題に対する対処を本書にまとめました。

本書は、顧客との関係、従業員との関係、医療分野、学校、個人信用情報、コミュニティ、地方自治体、弁護士業務、IT化といったテーマごとに個人情報保護の問題について取り上げていますので、多くの方々に幅広く活用していただき、それぞれの現場での努力によって、よりよい個人情報保護が実現する社会となることを希望します。

2020年10月

日本弁護士連合会会長 荒 中

監修者からひとこと

●個人情報の保護と利活用

個人情報保護法が、2005年4月に全面施行されてから15年余りが経ちます。2015年9月には大きな改正がされ、要配慮個人情報について規定を設けたり、開示請求等の権利性を明確にするなど個人情報保護を推進するとともに、目的規定では個人情報の利活用を強調し、そのために匿名加工情報の制度を導入しました。また、監督機関として個人情報保護委員会を設置しました。最近では国際的な動向等を踏まえて2020年6月に改正がされたところです。

今後も社会の要請や国際的な動向の中で、逐次改正が繰り返されることが予想されます。

他方、関連する法律として、2013年5月には個人情報保護法の特別法に位置づけられる番号法（マイナンバー法）が制定され、2017年5月には匿名加工情報の特則となるいわゆる次世代医療基盤法が制定されました。ほかにも、IT化推進のためのさまざまな法律等が制定されています。

●解消されない個人情報保護法運用の難しさ

個人情報保護法は、制定当初から難解な法律であることが指摘され、当初は「過剰反応」といわれる混乱も生じました。

多くの公的なガイドラインやQ&Aによる解説が公表され、長年にわたり運用されてきたことで、個人情報保護法に関する認識は定着してきたようにもみえますが、具体的な場面で何が禁止され何が許されるのか、またどうすることが望ましいのかについては、容易にわからないことも多く、まだまだ戸惑いがみられます。

さらに個人情報保護法の解釈については、限られた専門家の中で極めて精緻な議論が展開される傾向もあります。

しかし、個人情報保護をめぐる問題は、職場、学校、地域社会など日常生活の中で、日々生じています。個人情報保護法の運用を担うのは、一部の専

専門家ではなく、多くの一般の方々です。そうした人々が自ら考え、対処するための手引きが、ますます必要になっています。

●本書の特色とねらい

今日、この本を発行する意図は、次のような点にあります。

(1) これまでの個人情報保護法の運用を踏まえた解説

社会生活上のさまざまな場面で起きる個人情報をめぐる基本的な問題について、個人情報保護法の解釈運用を解説することです。特に2015年の大改正については、改正内容を説明する本はありますが、その後の運用実績を踏まえた解説書はあまりありません。さらに本書の執筆中に2020年改正の構想が固まり、成立に至ったので、その内容も盛り込みました。

(2) 関連する法律、新しい問題についての解説

個人情報保護法が直接規制する民間事業者の問題だけでなく、公的機関やIT化社会が進む中で起きている問題をも取り上げました。それらに関連する法律も適宜紹介しています。喫緊の問題として新型コロナ問題についても項目を立てました。また、今後の改正を想定して、海外の動向なども紹介しています。

(3) 現場での具体的な問題への判断力を養うために

執筆担当者は、個人情報保護に関する紛争や制度運用にかかわってきた弁護士であり、個人情報保護をめぐる具体的な問題を抱えた現場の人に役立つことをめざして執筆しました。

生起する問題に関する条文の解釈やガイドラインの内容を知っておくことが必要であることはもちろんですが、それにとどまらず、どのような対応が法の精神に照らして妥当なのかということも多くの項目で検討されています。この点は何が正解か一義的には決められないところでもありますが、個々の弁護士の考えたことを率直に述べています。この本が、現場で自ら考え、判断する力を身に付けていただくうえでお役に立てば幸いです。

2020年10月

監修者代表 森田 明

Q 1

個人情報保護法の制定経緯および改正の経緯

個人情報保護法の制定経緯とその後の改正の経過について教えてください。

Point

- ① 電子計算機の普及に伴い、世界的には、1970年代から個人情報を保護するための法律が制定されるようになり、日本でもまず、市町村において、個人情報保護条例が制定されるようになりました。
- ② 日本の国レベルの法律としては、1980年の OECD 理事会勧告を受けて、1988年に国の行政機関を対象とする法律が制定され、さらに、1995年の EU 指令を受けて、2003年に個人情報保護法関連5法が制定されました。
- ③ その後の情報通信技術の飛躍的な発展を背景に、2015年、2020年、2021年にそれぞれ法改正が行われています。

1 OECD 理事会勧告の採択

電子計算機の普及に伴い、個人情報保護の必要性が認識されるようになり、1970年代には、先進諸国において、データ保護を目的とした法律が制定されるようになりました。しかし、各国の法制には、当然ながら、それぞれの国情を反映した差異があり、そのことが、グローバル化の進んだ経済活動に伴い、国境を越えて個人情報が円滑に流通することを阻害するのではないかが、懸念されるようになりました。

こうしたことから、プライバシー保護と個人データの円滑な国際流通の双方の要請を調和させるため、1980年9月23日、「プライバシー保護と個人デー

タの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」が採択されました。ここでは、OECD 8 原則として個人情報保護の基本原則が示されています。

OECD 8 原則の内容は次のようなものです（以下の日本語訳は、電子商取引実証推進協議会プライバシー問題検討 WG（主査：堀部政男一橋大学法学部教授（当時））が、1997年5月に公表した「電子商取引における個人情報の保護に関する中間報告」〈<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004033>〉による）。

- ① 収集制限の原則 個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ、またはその同意を得たうえで、収集されるべきである。
- ② データ内容の原則 個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で、正確、完全であり最新なものに保たなければならない。
- ③ 目的明確化の原則 個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない、その後のデータの利用は、当該収集目的の達成または当該収集目的に矛盾しないでかつ、目的の変更ごとに明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。
- ④ 利用制限の原則 個人データは、（目的明確化の原則により）明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。
 - ① データ主体の同意がある場合、または、
 - ② 法律の規定による場合
- ⑤ 安全保護の原則 個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置によって保護されなければならない。
- ⑥ 公開の原則 個人データに係る開発、運用および政策については、

一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質およびその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

- ⑦ 個人参加の原則 個人は次の権利を有する。
- ① データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者またはその他の者から確認をうること。
 - ② 自己に関するデータを、
 - ① 合理的な期間内に、
 - ② もし必要なら、過度にならない費用で、
 - ③ 合理的な方法で、かつ、
 - ④ 自己にわかりやすい形で、自己に知らしめられること。
 - ③ 上記①および②の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること、およびそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
 - ④ 自己に関するデータに対して異議を申し立てること、およびその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させる。
- ⑧ 責任の原則 データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

2 行政機関電算機個人情報保護法

日本でも、電子計算機の普及に伴い、個人情報保護の必要性が認識されるようになり、1970年代には、国や都道府県に先駆けて、まず、徳島市や東京都国立市といった市町村で、電子計算組織の運営に関する条例が制定されていました。

そして、1980年のOECD理事会勧告を受けて、国の行政機関における個人情報の保護について検討され、1988年、「行政機関の保有する電子計算機処理

に係る個人情報の保護に関する法律」(行政機関電算機個人情報保護法)が制定されました。同法は、その名称からも明らかなように、公的部門だけを対象としており、民間部門は対象としていません。そこで民間部門においては、各省庁が、民間の個人情報保護についてのガイドラインを作成し、業界の自主規制により民間部門での個人情報保護を図るという対応をとってきました(同法はまた、電子計算機処理された個人情報だけを対象としており、当時はまだ主流であったマニュアル情報を対象としていなかった点でも不十分でした)。

3 EU 個人データ保護指令

ところが、1995年10月、EUで「個人データ処理にかかる個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の指令」(EU 個人データ保護指令)が出されました。その25条では、加盟国は、個人データの第三国への移転は、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができると規定されています。つまり、たとえば、ドイツから日本に個人データを移転するためには、日本が十分なレベルの保護措置を確保しているのではありません、ということになるのです。

そうすると、公的部門についてのみ行政機関電算機個人情報保護法で対応し、民間部門についてはガイドラインによる自主規制という日本のやり方では、十分なレベルの保護措置を確保していると評価することができません。そこで、日本でも民間部門を含めた総合的な個人情報保護法制が必要とされるに至ったのです。

4 個人情報保護関連5法の成立

こうして、2001年3月、「個人情報の保護に関する法律案」(個人情報保護法案)が閣議決定され、第151回通常国会に提出されましたが、審議入りできずに継続審査になり、第152回、第153回臨時国会でも継続審査となりました。

2002年3月には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」、

〔監修者・執筆者一覧〕

【監修者・執筆者】

- 齋藤 裕（新潟県弁護士会・情報問題対策委員会委員長）
清水 勉（東京弁護士会）第1章 Q11・Q12、第7章 Q60、
第8章 Q61・Q64
野呂 圭（仙台弁護士会・情報問題対策委員会事務局長）第7章 Q58、
第9章 Q69・Q72
武藤 糾明（福岡県弁護士会）第6章 Q53、第9章 Q70・Q71
森田 明（神奈川県弁護士会）全体監修

【執筆者】

- 青山 隆徳（佐賀県弁護士会）第4章 Q36・Q37、第10章 Q76・Q77
生田美弥子（第二東京弁護士会）第1章 Q13～Q15
石坂 俊雄（三重弁護士会）第7章 Q54～Q57
大箸 信之（旭川弁護士会）第5章 Q43～Q48
岡田雄一郎（長崎県弁護士会）第10章 Q73～Q75
奥島 直道（愛媛弁護士会）第8章 Q65・Q66
川本 樹（金沢弁護士会）第8章 Q62・Q63
岸田 和久（鳥取県弁護士会）第6章 Q50・Q51
齋藤 亮介（京都弁護士会）第4章 Q35・Q38・Q39
坂本 団（大阪弁護士会）第1章 Q1・Q2
杉山 裕紀（静岡県弁護士会）第5章 Q49
関 五行（福岡県弁護士会）第9章 Q67・Q68
瀬戸 一哉（埼玉弁護士会）第1章 Q8・Q9、第4章 Q40・Q41
瀧田 和秀（千葉県弁護士会）第6章 Q52
出口かおり（東京弁護士会）第3章 Q26・Q27・Q32・Q33
塚本 祥雄（宮崎県弁護士会）第3章 Q28～Q31・Q34

監修者・執筆者一覧

二関 辰郎（第二東京弁護士会）第1章 Q3・Q4

水永 誠二（東京弁護士会）第7章 Q59

水町 雅子（第二東京弁護士会）第1章 Q6・Q10、第4章 Q42

山口 宣恭（奈良弁護士会）第1章 Q5・Q7

結城 圭一（大阪弁護士会）第3章 Q16～Q25

(50音順)

〔編者所在地〕

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
日本弁護士連合会
電話 03-3580-9841(代)
FAX 03-3580-2866
URL : www.nichibenren.or.jp

Q & A 個人情報取扱実務全書〔第2版〕

2023年5月10日 第1刷発行

定価 本体4,600円 + 税

編者 日本弁護士連合会情報問題対策委員会
発行 株式会社民事法研究会
印刷 株式会社太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒151-0073 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
〔営業〕 TEL03(5798)7257 FAX03(5798)7258
〔編集〕 TEL03(5798)7277 FAX03(5798)7278
<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえいたします。ISBN978-4-86556-560-7 C2032 ¥4600E
カバーデザイン：袴田 峯男